

令和元年10月17日

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
理事長 梶山 千里

1 手続開始の公示日 令和元年10月17日（木）

2 契約担当部署

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
三次元半導体研究センター
〒819-1122 福岡県糸島市東1963-4
電話：092-331-8510 FAX：092-331-8515

3 入札に付する事項

- (1) 件名・数量 高温クリーンオープン 一式
(機器の引取りを含む。詳細は仕様書記載のとおり。)
- (2) 納品場所 三次元半導体研究センター（福岡県糸島市東1963-4）
- (3) 仕様 別添 仕様書のとおり
- (4) 納期 令和2年3月20日（金）

4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月28日福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）搭載者）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の全ての要件を満たすこと。

(1) 4の入札参加資格を有する者のうち、希望業種名及び等級が次に該当する者

大分類	中分類	等級
05 機械器具	04 理化学精密機器	A又はAA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

6 入札説明書の交付

本公告上において、令和元年10月28日（月）まで掲載する。

7 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申請書（様式第1号）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。入札参加申請は、事業者の代表者が行うこと。なお、入札参加の確認結果は後日通知する。

- (1) 受領期限 令和元年10月28日（月）17時00分
- (2) 提出方法 2の部署に持参又は郵送（書留郵便に限る。受領期限内必着。）
- (3) 仕様及び入札に関する質問の期限
仕様及び入札に関する質問は、書面（ファックス可）にて令和元年10月28日（月）11時00分までに提出すること。

8 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- (1) 提出場所
2の部署とする。
- (2) 提出方法
直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着。）で行う。
- (3) 受領期限
令和元年10月31日（木）11時00分

9 開札の場所及び日時

- (1) 開札場所
〒819-1122 福岡県糸島市東1963-4
公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
社会システム実証センター 3階会議室
- (2) 日時
令和元年10月31日（木）入札終了後、直ちに行う。

10 落札者がいない場合の措置

開札の結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定に準じて、再度入札を行う。ただし、入札者又はその代理人のすべての同意が得られれば、直ちにその場で行うものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

免除する。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (8) 入札書の日付がない入札、又は日付に記載の誤りがある入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、当該入札結果を財団のホームページに掲載することにより公表するものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約後の一部変更が生じた場合も、納期に支障がないよう対応ができること。
- (3) その他、詳細は入札説明書及び仕様書による。

三次元半導体研究センター
高温クリーンオープンの調達について
＜入札説明書＞

添付資料

- 資料1：仕様書
- 資料2：契約書（案）

添付様式

- 様式1：入札参加申請書
- 様式2：質問書
- 様式3：入札書
- 様式4：委任状
- 様式5：入札辞退届

令和元年10月17日

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

入札手続きについて

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団の「三次元半導体研究センター 高温クリーンオープンの調達」に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 手続開始の公示日 令和元年10月17日（木）

2 契約担当部署

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団 三次元半導体研究センター
〒819-1122 福岡県糸島市東1963-4
電話：092-331-8510 FAX：092-331-8515

3 入札に付する事項

- (1) 件名・数量 高温クリーンオープン 一式
（機器の引取りを含む。詳細は仕様書記載のとおり。）
- (2) 納品場所 三次元半導体研究センター（福岡県糸島市東1963-4）
- (3) 仕様 別添 仕様書のとおり
- (4) 納期 令和2年3月20日（金）

4 入札参加資格

次の（1）（2）のいずれにも該当しないこと。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 1. 契約の履行にあたり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 2. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 3. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - 5. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 6. 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの。
 - 8. 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - 9. 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

5 入札参加条件

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (2) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申請書（様式第1号）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。入札参加申請は、事業者の代表者が行うこと。なお、入札参加の確認結果は後日通知する。

- (1) 受領期限 令和元年10月28日（月）17時00分
- (2) 提出方法 2の部署に持参又は郵送（書留郵便に限る。受領期限内必着。）

7 仕様及び入札に関する質問・回答

調達物品の仕様及び入札手続きに関する質問は、質問書（様式第2号）により行う。ただし、入札方法等に関する一般的な質問は、電話での問い合わせを可能とする。回答は、入札参加申請書を提出した全ての者に対して電子メールにて通知する。ただし、6において入札参加資格がない旨の通知をした者については、それ以降の回答を通知しないものとする。

- (1) 提出期限 令和元年10月28日（月）11時00分
- (2) 提出方法 2の部署に持参又はFAX

8 入札手続等

(1) 入札書の提出期限等

入札は入札書（様式第3号）により行うものとし、次のとおり提出する。

- ① 受領期限 令和元年10月31日（木）11時00分
- ② 提出方法 2の部署に持参又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着。）

(2) 入札にあたっての留意点

- ① 提出した入札書は、差替え、変更又は取消しすることはできない。
- ② 入札に参加する者は、入札書（様式第3号）を持参又は郵送（書留郵便に限る。入札書提出期限内必着。）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- ③ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「10月31日開封＜「三次元半導体研究センター 高温クリーンオープンの調達」＞の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「10月31日開封＜「三次元半導体研究センター 高温クリーンオープンの調達」＞の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- ④ 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。

- ⑤ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ⑥ 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状（様式第4号）を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
また、入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑（私印）を押印すること。
- ⑦ 第1回目で入札者が決定しない場合は、その場で再度の入札を行う。入札書については、再度入札用の予備を準備すること。このとき、第2回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し提出すること。また、再度入札において、初度の入札の開札時から立ち会わない入札者（又は代理人）は再度入札を辞退したものとみなす。
- ⑧ 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は入札の延期又は中止をすることがある。

（3）入札の無効

次の入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

- ① 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札
- ② 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- ③ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- ④ 所定の場所及び日時に到着しない入札
- ⑤ 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- ⑥ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- ⑦ 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- ⑧ 入札書の日付がない入札、又は日付に記載の誤りがある入札

9 開札

（1）開札日時等

- ① 開札日時：令和元年10月31日（木）入札終了後、直ちに行う。
- ② 開札場所：社会システム実証センター 3階会議室
- ③ 入札者は開札に立ち会うものとする。なお、本人確認のため、名刺を持参すること。

（2）落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価の入札をした者が二以上あるときは、直ちに当該入札をした者を対象としてくじを引かせ、落札者を決定する。
- ③ 落札者を決定したときは、当該入札結果を財団ホームページに掲載することにより公表する。

10 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による。

12 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書及び契約書案を熟読し、入札説明書を遵守すること。
- (2) 契約書の作成を要する。別添の契約書案により、開札後速やかに契約締結手続きを行う。
- (2) 入札参加者は、入札参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報その他財団の情報（公知の事実を除く。）を漏えいしてはならない。
- (3) 入札手続きに要する費用は、全て入札参加者各自の負担とする。

～入札までの流れ（補足説明、注意事項）～

- 入札説明会はありません。入札説明書の熟読をお願いします。
- 入札書の提出方法について
 - ・ 提出方法は、直接持参か、郵送のどちらかです。その他の方法は認めていません。
 - ・ 郵送による提出の場合は、書留郵便によるものとし、入札書到着期限日である10月31日（木）午前11時00分までに必着です。その場合は、直接提出する場合と同様の方法により通常の封書にした入札書をさらに封書にし（二重封筒）、「10月31日開封＜「三次元半導体研究センター 高温クリーンオープンの調達」＞の入札書在中」と朱書きしてください。また、宛先は入札説明書記載の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団宛となります。
 - ・ 直接提出する場合は、封書にして氏名（法人名）及び「10月31日開封＜「三次元半導体研究センター 高温クリーンオープンの調達」＞の入札書在中」と朱書きしてください。
- 入札書の日付と入札書の記名について
 - ・ 入札書の日付は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団が入札参加承認通知書を発した日から、提出期限である10月31日までの日付となります。日付がない場合、又は日付に記載の誤りがある場合は当該入札書は無効となりますので注意してください。
 - ・ 入札書の記名押印は、入札書の提出と同時に委任状（様式第4号）を提出する場合は、委任された人の名前とその人の印鑑（私印）になります。
 - ・ 入札書を提出した日までに委任状を提出していない場合は、代表者の名前と代表者印となります。
- 入札等に関する質問及び回答について
 - ・ 質問は、10月28日（月）午前11時00分までに公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団へ、質問書（様式第2号）により、必ず書面（FAX可）で行ってください。
- 入札参加申請書の提出
 - ・ 入札に参加を希望する方は、入札参加申請書（様式第1号）を、10月28日（月）午後5時00分までに公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団に提出してください。入札参加申請書の提出がない場合は、入札には参加できません。
- 入札参加申請書の提出後の辞退について
 - ・ 入札参加申請書を提出した後に、入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第5号）を10月28日（月）午後5時00分までに提出してください。
- 入札書の書き方について
 - ・ 記入例を参考にしてください。
 - ・ ￥マークの横の入札金額、記名及び押印がない場合は当該入札書は無効となります。入札金額の訂正も不可です。（数字の書き間違いに注意してください。）

○ 開札について

- ・ 開札は、本人又は代理人として委任を受けている方が立ち会えます。ただし、代理人の場合は、委任状が必要です。

○ 再度入札について

- ・ 1回目の入札で落札者がいない場合は、直ちに2回目以降の入札を行いますので、準備をお願いします。
- ・ 再度入札において、初度の入札の開札時から立ち会わない入札者（又は代理人）は、再度入札を辞退したものとみなします。
- ・ 入札書は前述の作成方法により、入札される回数分まで別々の封筒で作成し、各々の封筒には入札の順番がわかるように、以下のとおり記載してください。入札書が1通のみの場合は初度入札とします。また、提出されなかった回数以降については、入札を辞退したものとみなします。

1回目 → 「初度入札」と記載

2回目 → 「再度入札（2回目）」と記載

3回目 → 「再度入札（3回目）」と記載

- ・ 開札に立ち会い、2回目以降の入札に参加する場合は、その場で2回目以降の入札書を作成してもかまいません。ただし、代表者印又は委任状の使用印鑑による押印がない等、無効入札とならないようご注意ください。

○ その他

- ・ 本案件の入札に関して、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団より入手した資料や情報等は、本案件の入札以外の目的で使用してはいけません。
- ・ 提出された入札関係書類その他の資料は、原則として返却しません。

仕様書

規格・品質は下記及び見本のとおりにつき
熟覧のうえ見積もりしてください。

記

納入場所	公益財団法人福岡県産業・科学 技術振興財団 三次元半導体研究センター	契約履行期限	令和 2 年 3 月 20 日	
請求先	公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団			
品名	規格	数量	単価	金額
高温クリーンオープン	別紙のとおり	1 式		
合計				
摘要	○別紙に記載する機器の引取りを含むこと。有償の場合は、当該引取り 金額を「高温クリーンオープン」の販売金額に加算又は減算した合計金 額を入札金額(見積り金額)とすること。			

高温クリーンオープン仕様書

1. 数量 一式
 - ・下記7の仕様を満たすこと。
 - ・運送、据付（クリーンルーム）及び試運転調整を含む。

2. 納期 令和2年3月20日（金）

3. 納入場所 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
三次元半導体研究センター（福岡県糸島市東1963-4）
設置場所：1階クリーンルームD内

4. 引き渡し 軒先渡し。（ただし、設置場所までの搬入及び据え付けを含む。）

5. 検収条件 メーカーの定める納入時作業基準等に基づき納入試験を実施し、その結果を双方が確認の上、本装置及び設置状態等に異常がないと認められた場合、試運転・調整完了とし、検収とする。

6. 保障 納入後1年保障

7. 仕様
高温クリーンオープン仕様内訳
本体 型式：CLH-21CD（Ⅲ）-S
酸素分析計（フィルター・電磁弁付き）
運送方法及び据付方法は別途協議

8. その他
以下に記載する機器の引取りを含むこと。（搬出及び運送を含む。）
引渡場所：三次元半導体研究センター（福岡県糸島市東1963-4）
 - ・メタルマスク洗浄装置 SC-ML736J（株式会社サワーコーポレーション製）
 - ・真空密閉型超音波洗浄装置 YMV-7035K（サクラ精機株式会社製）
 - ・導通試験テストデータ加工データ作成装置 FineSCALE（ダイナトロン株式会社製）
 - ・半導体試験装置（テスター） T2000（株式会社アドバンテスト製）

以上

資料 2

物 品 売 買 契 約 書 （ 案 ）

物品の売買に関し、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別表1に掲げる物品（以下「物品」という。）を甲に売り渡し、甲はこれを買
い受ける。

2 乙は、別表1その他欄に掲げる甲の機器を引き取る。

（契約金額等）

第2条 契約金額、履行期限、契約履行の場所は別表1のとおりとする。

（検査）

第3条 甲は、この契約の履行のために必要があると認められるとき及び業務終了時は、乙の
業務について随時これを検査し、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する検査に協力しなければならない。

3 第1項に規定する業務終了時の検査に合格しないとき、乙は甲の指定する期間内にこれを
補完して、甲の再検査を受ける。

4 物品は、第1項に規定する業務終了時の検査又は前項に規定する再検査に合格した時をも
って引渡されたものとする。

（契約金額の請求及び支払）

第4条 乙は、物品の納入及び機器の引取りが前条に規定する検査に合格したときは、請求書
により契約代金の支払いを甲に請求する。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その日の属する月の翌月末日までに乙に銀行振
込により支払うものとする。

（取替えまたは補修）

第5条 納入した物品が納入から12ヶ月以内に甲の責めに帰すべき理由によらないで破損、
または故障したときは、甲は乙に対し、その取替えまたは補修を請求することができる。

2 乙は、甲から前項の請求があったときは、乙の費用で、甲の指定する期日までに取替えま
たは補修をしなければならない。乙が取替えまたは補修を行わないときは、甲がこれを代行
し、その費用を乙が負担するものとする。

（遅滞損害金）

第6条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によって履行期限までに履行を終わらせなかつた
ときは遅滞損害金を徴収する。

2 前項の遅滞損害金は、履行期限の翌日から起算し、遅延日数に応じて、1年につき、未納
部分の代金の36.5パーセントに相当する金額とする。

（履行期限の延期）

第7条 甲は、乙の申請により、天変地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期
限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

資料 2

(契約の解除)

第 8 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責を負わない。

- (1) 履行期限までに履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (2) 天変地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたとき。
- (3) 乙に誠意なく、完全に契約の履行を終わる見込みがないとき。
- (4) 履行に関し不正の行為があると認めたとき。

(暴力団の排除)

第 9 条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- 四 第 1 号又は第 2 号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益、若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(違約金)

第 10 条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額の 100 分の 20 に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(契約の変更)

第 11 条 甲は、この契約締結後の事情により、契約内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

資料 2

(管轄裁判所)

第 1 2 条 本契約に関して紛争が生じた場合には、福岡地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第 1 3 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和元年 月 日

甲 福岡県福岡市早良区百道浜 3 丁目 8 番 3 3 号
公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
理 事 長 梶 山 千 里

乙

別表 1

物 品 名	高温クリーンオーブン
契 約 金 額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (内消費税 〇〇〇, 〇〇〇円)
履 行 期 限	令和 2 年 3 月 2 0 日
履 行 場 所	公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団 三次元半導体研究センター (福岡県糸島市東 1 9 6 3 - 4)
そ の 他	・メタルマスク洗浄装置 ・真空密閉型超音波洗浄装置 ・導通試験テストデータ加工データ作成装置 ・半導体試験装置 (テスター)